

第1部 総則

第1章 計画の策定方針

第1節 計画策定の背景

国立市の総合防災計画は、それまでの地域防災計画の内容を大きく見直し、平成27(2015)年に改訂を行った。これ以降、減災計画に掲げる事業の推進及び災害応急復旧計画の検証のため、各種の訓練を実施してきた。

平成23(2011)年3月11日に東日本大震災が発生し、国立市内でも震度4を記録、帰宅困難者への対応のため避難所の開設を行った。東日本大震災以降、平成28(2016)年熊本地震をはじめとする甚大な被害をもたらした震災を契機に市民の防災意識が高まる中、令和4(2022)年5月には東京都が10年ぶりに首都直下地震等による被害想定の見直しを行った。

このような状況のなか、多様な視点に配慮した防災対策を推進するとともに、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直し、また、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、国立市総合防災計画を修正することとした。

第2節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「災対法」という。)第42条及び国立市防災会議条例第2条の規定に基づき、国立市防災会議が作成する計画であって、市、都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第3節 計画で扱う災害の範囲

この計画は、災対法に基づき、地震災害、風水害、大規模事故の対応について定めたものである。また、この計画には、災対法に含まれない健康危機の対応についても記載している。

- ①地震災害
- ②風水害
- ③大規模事故
- ④健康危機

第4節 計画の構成

この計画は、災対法に基づく地域防災計画及び大規模事故対策をはじめ、健康危機対策について時系列的に体系化し、「総則」、「減災計画」、「震災応急復旧計画」、「風水害応急復旧計画」、「大規模

事故等応急対策」「健康危機等応急対策」、「災害復興計画」、「南海トラフ地震及び東海地震防災対策」の8部構成となっている。

第5節 他の計画との関係

この計画のうち、地域防災計画である震災対策、風水害対策、大規模事故等対策は、災対法に基づき、国立市の地域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命及び財産を守ることを目的に定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。また、健康危機等対策は、北多摩西部健康危機管理対策協議会が作成した健康危機管理計画並びに都及び市の新型インフルエンザ等対策行動計画に整合するよう定める。

第6節 計画の修正

この計画は、災対法第42条に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議において修正する。したがって、市及び関係機関は関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日までに計画修正案を市防災会議事務局（行政管理部防災安全課）に提出しなければならない。また、計画策定からおおむね5年毎に、市防災会議において計画全体の見直しを実施する。さらに、市防災会議に対し、総合防災計画に地区防災計画を定めるよう提案があったときは、その必要性を判断し、その必要があると認めるときは、総合防災計画に地区防災計画を定める。

第7節 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育や訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

【参考】

この計画は、市基本計画で定める 29 施策と SDGs の 17 の目標との関係性を踏まえ、特に下記項目の達成を目指すものとする。



目標6 安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排せつをなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。

災害時のトイレ、排せつは、食料や水の確保とともに、重要である。

トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えることによって脱水症状やエコノミークラス症候群のリスクが増大し、災害関連死にも直結する。また、公衆衛生の悪化は、感染症の蔓延など二次災害を引き起こす可能性が高くなる。

よって、トイレ対策をすること、トイレのあり方を考えることは、避難者の健康面だけでなく、公衆衛生の保持にもつながるため、災害時のトイレ環境を整備する必要がある。

目標11 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11. b 2020 年までに包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入、実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

日本は、他国と比べて自然災害のリスクが高いため、災害のリスクを知ることは、自分の命を守るもののほか、地域を守ることにもつながる。

高齢者やしょうがいしゃなども含めたすべての住民が安全なまちに住み続けられるようにすること、防災教育や訓練を実施し、自助、共助の意識、防災意識の啓発、醸成に努め、災害に強いまちづくりを目指す。

目標 13 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

気候変動により災害が甚大化、頻発しているところである。

災害が発生した場合でも気候変動リスクを踏まえ、被害を最小限に抑えるよう取り組んでいくことが重要である。

目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励、推進する。

防災については、1人で解決できるものではない。

市民、自治会や自主防災組織、市民グループ、NPO、事業者など様々な地域の構成員がそれぞれ連携し、日頃から、訓練に参加するなど地域の結びつきを深めることが重要である。

第2章 防災機関の業務大綱

災害に対応するために、各機関が実施すべき役割はおおむね次のとおりとする。

第1節 市

機関の名称	業務又は業務の大綱
国立市	1 安全で安心なまちづくりの実現に関する事。
	2 国立市防災会議に関する事。
	3 防災に係る組織及び施設に関する事。
	4 災害情報の収集及び伝達に関する事。
	5 緊急輸送の確保に関する事。
	6 避難の指示等及び誘導に関する事。
	7 消防及び水防に関する事。
	8 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
	9 外出者の支援に関する事。
	10 応急給水に関する事。
	11 救援物資の備蓄及び調達に関する事。
	12 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
	13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
	14 公共施設の応急復旧に関する事。
	15 災害復興に関する事。
	16 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
	17 自主防災組織の育成に関する事。
	18 事業所防災に関する事。
	19 防災教育及び防災訓練に関する事。
	20 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

■ 自主防災組織と市民防災組織とは

市民防災組織とは、町会・自治会をはじめ、NPO 法人、マンション管理組合、商店会、地域のサークル等の防災対策に取り組んでいる市民組織を広くとらえている。一方、自主防災組織とは、防災対策に取り組んでいる市民組織のうち、市が「国立市自主防災組織育成要綱」に基づき認定した組織をいう。

第2節 東京都関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
警視庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 3 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 4 遺体の見分（検視）に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助及び救助に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事務所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。
東京都北多摩北部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 市が行う水防活動の支援に関する事。 4 河川及び道路等における障害物の除去に関する事。
多摩立川保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生に関する事。 2 医療に関する情報提供、連絡調整に関する事。
東京都下水道局流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入、処理に関する事。
東京都水道局多摩水道改革推進本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 応急給水に関する事。

第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、

	<p>周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p>
関東財務局	<p>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</p> <p>2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。</p>
関東信越厚生局	<p>1 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
東京労働局	<p>1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。</p> <p>2 雇用対策に関すること。</p>
関東農政局	<p>1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 応急用食料・物資の支援に関すること。</p> <p>3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。</p> <p>4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。</p> <p>5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。</p> <p>6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。</p> <p>7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。</p> <p>8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。</p> <p>9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。</p> <p>10 被害農業者に対する金融対策に関すること。</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。</p>
関東地方整備局	<p>1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。</p> <p>2 通信施設等の整備に関すること。</p> <p>3 公共施設等の整備に関すること。</p> <p>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>6 豪雪害の予防に関すること。</p> <p>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。</p> <p>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 11 災害時における復旧資材の確保に関する事。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事。 2 災害時における輸送用車両のあっせんに関する事。
東京航空局 (東京空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。 3 地殻変動の監視に関する事。
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関する事。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第1師団) 航空自衛隊 (作戦システム運用 隊本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 国立病院機構の医療の提供に関すること。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人の安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
JR 東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。

	3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
JR 貨物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
NTT 東日本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日本郵便	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （3）被災地宛救助用郵便物の料金免除 （4）被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガスグループ	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。
東京電力グループ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
KDDI	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
NTT ドコモ	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
NTT コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
ソフトバンク	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
楽天モバイル	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
都トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
都医師会	1 医療に関する事。 2 防疫の協力に関する事。 3 遺体の検案の協力に関する事。
都歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。
都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
東京都立病院機構	1 所管する病院の医療救護活動に関する事
献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関する事。
都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関する事。
TBS ラジオ 文化放送 ニッポン放送 ラジオ日本 エフエム東京 J-WAVE 日経ラジオ社 interfm 日本テレビ TBS テレビ フジテレビジョン テレビ朝日 テレビ東京 TOKYO MX	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関する事。
東京ハイヤー・ タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関する事。
日本エレベーター 協会関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出(危険の伴わないものに限る。)に関する事。 2 エレベーターの早期復旧に関する事。

第3章 市・市民・事業者の基本的役割

第1節 取り組みの基本姿勢

- 災害から市民の生命と財産を守るためには、日頃から市、市民、事業所等がそれぞれの立場で防災対策に取り組むとともに、必要に応じて相互に連携して防災課題に対処することが必要である。
- 本市は、住宅を中心とし、学校（園）、農地、店舗・事業所等からなる土地利用を形成している。このため、市を構成する市民、事業所、団体等が自ら及び連携することにより、災害を未然に防止し、災害の拡大を最小限に抑える減災効果を生み出すことが可能と思われる。
- 市は、防災対策の推進にあたって、市民、事業所等と協働して取り組むことにより、市民の生命と財産を確保し、都市機能を確保しなければならない。

第2節 基本的な役割

1. 市の役割

- 市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建と復興を図るため、最大限の努力を行う。
- 市は、普段から防災対策に関する事業の推進に努めるとともに、救出・救護並びに避難を円滑に実施するために、必要な体制の確立及び資機材の整備に努める。
- 市は、災害により重大な被害を受け、速やかに住宅、くらし、産業等について計画的な復興を図る必要があると認められる場合は、災害復興本部を設置し体制を整備する。

2. 市民の役割

- 市民は、普段から自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して自ら居住する地域の安全確保に努める。
- 市民は、生活必需品（食料、水、トイレ等のほか、各自で必要となる、眼鏡、コンタクトレンズ、薬、入れ歯等を含む。）の備蓄を行うよう努める。また、消費期限のある食料等は消費しながら不足分を補充するなどして備蓄に工夫を行う。
- 市民は、次に掲げる事項について自ら又は地域で協働して災害に備える手段を講じるよう努める。

- 家屋・工作物の耐震化、耐火化、耐風水化等の確保
- 家具類の転倒、落下、移動防止
- 火気の安全管理、出火防止、初期消火用具の準備
- 飲料水及び食料、在宅避難のための生活必需品等の確保
- 避難所への経路、避難方法についての確認
- 災害時における市民相互の助け合い及び要配慮者への支援
- 避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施
- 自主防災組織等市民防災組織の形成
- 防災訓練等への参加による知識や技術の習得
- マイ・タイムラインの作成

- 市民は、地域の防災対策を推進するために、普段から自主防災組織の結成に努めるとともに、災害時には市民相互の助け合い及び高齢者、しょうがいしゃ、妊婦、外国人等の要配慮者への支援に努める。
- 市民は、災害後の生活再建や都市の復興を図るため、地域社会を支える一員として、災害後は相互に協力し、事業者、ボランティア及び市、その他の行政機関との協働により自らの生活再建及び地域の復興に努める。
- 市民は、市、その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に防災対策活動を実践するよう努める。

■要配慮者と避難行動要支援者とは

平成25(2013)年6月に改正された災対法第8条第2項第15号では、今まで災害時要援護者と呼ばれていたものに定義づけを行い、「要配慮者」と称することとなった。また、「要配慮者」のうち、災害時に自ら避難することが困難で迅速な避難に支援を要するものを「避難行動要支援者」と定義づけた。これに伴い、国立市では法の定義を補い、次のように定義する。

「要配慮者」・・・発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、しょうがいしゃ、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。

「避難行動要支援者」・・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。避難行動要支援者名簿に登載される対象者となる。

3. 事業者の役割

- 事業者は、市やその他の行政機関が実施する震災対策及び市民が協働して実施する地域の防災対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、社会的責任を自覚し、災害の防止に努めるとともに、被災後の市民生活の再建、地域の復興を図るため、最大限の努力を行わなければならない。
- 事業者は、日常の事業活動において災害を防止するため、自ら管理する施設をはじめ、従業

- 員、買い物客等及び事業所周辺地域について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺地域における防災対策活動の実施、地域住民等との連携及び協力に努めなければならない。
 - 事業者は、東京都災害対策条例に基づき市の総合防災計画を踏まえて事業所単位の防災計画を作成しなければならない。
 - 災害応急対策等に関する事業者は、災害時に必要な事業活動の継続に努めなければならない。

4. 地区防災計画の作成

- 一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という)は、共同して、市防災会議に総合防災計画に地区防災計画を定めることを提案できる。この場合、地区居住者等は地区防災計画の素案を添えなければならない。この提案を受けたときは、市防災会議は、地区防災計画を定める必要があるか判断し、その必要があると認めるときは、総合防災計画に地区防災計画を定める。
- 地区防災計画は、地区居住者等が中心となり、住民参加による検討を踏まえて、自分たちの使いやすい計画を作成する。

■地区防災計画とは

地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画を地区防災計画という。

第4章 市の概況

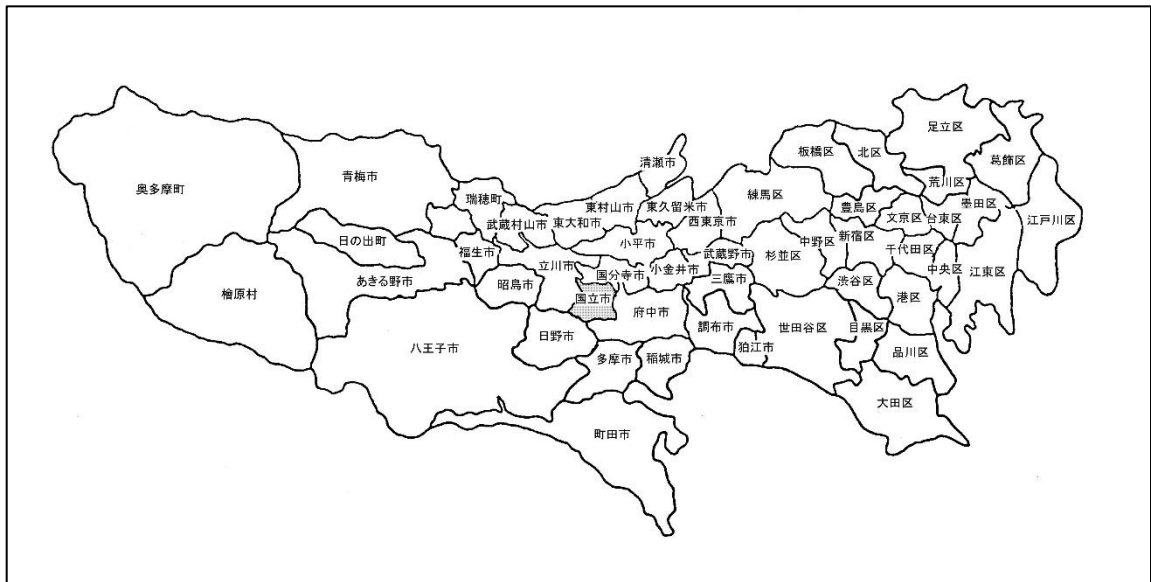
第1節 自然的条件

1. 位置及び地勢

国立市は、都心から西 26 km にあり、東京都の中央部に位置し、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川を境に日野市と接する。

土地は、地形上、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、多摩川沖積地の3つに分けられる。

【 国立市の位置 】



市の面積	8.15 km ² (東西 2.3 km、南北 3.7 km)
市役所の位置 (緯度経度)	東経 139 度 27 分 北緯 35 度 41 分
市役所の標高	74m

2. 地形、地質

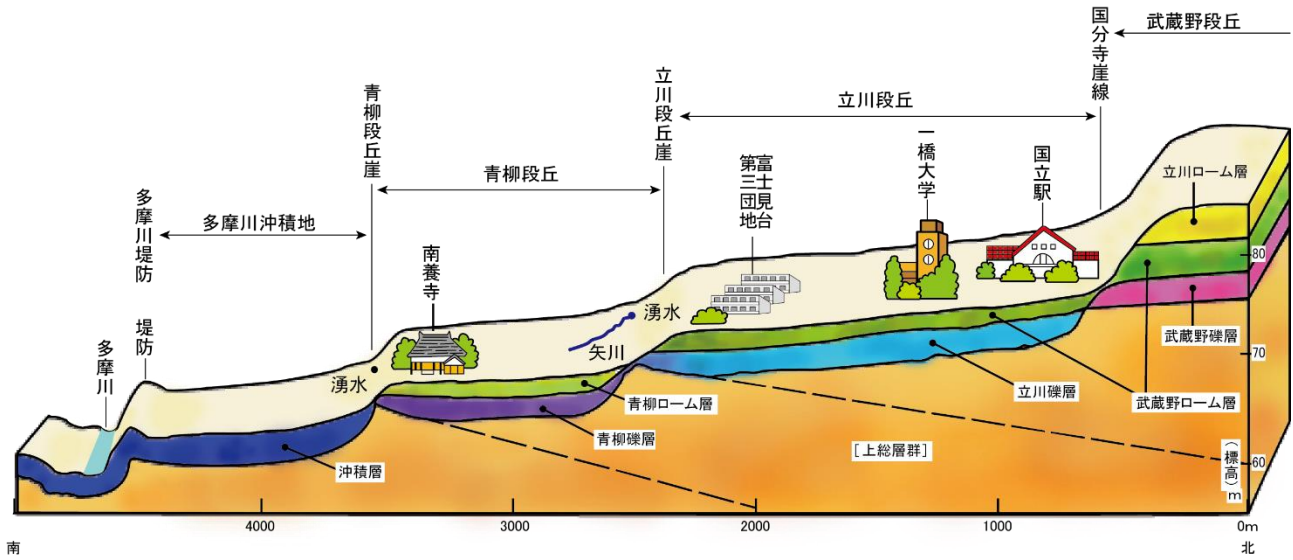
市の地質は、大きく分けて立川段丘と青柳段丘の2種類の台地と多摩川により形成された沖積地からなる地形構造を有している。

市の北部及び北東部の国分寺崖線下から南武線沿いに東西に伸びる立川段丘崖までの立川段丘が市の面積の約6割を占め、甲州街道を含む南武線以南の青柳段丘崖までの青柳段丘が市の面積の約2割を占めている。また、この青柳段丘崖の南から中央自動車道を経て多摩川までが沖積地となっており、市の面積の約2割を占めている。

一方、市の西部の矢川緑地付近から流域下水道処理場広場を経て多摩川に至る南東方向には立川断層帯がある。過去の調査等では、「断層が極めて近い将来に動く可能性は小さいと考えられる。」とされていたが、平成23(2011)年の東日本大震災以降には、地震発生の可能性が高まるおそれがあるとの見解もあり、調査が継続している。

また、市の南部の青柳崖線沿いには、土砂災害警戒区域(急傾斜地崩壊危険箇所)が存在し、南市境には多摩川が流れている。





出典：国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版

3. 気象

市の気候は、温暖な気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨となっている。

過去19年間のデータによると、天候は一年を通じて降雨日が107.8日で、気温は平均で15.5℃となっており、過去19年間での最高気温は38.8℃、最低気温は-8.4℃となっている。また、過去19年間の降雨量の平均1466.0mmで過去19年間での一日の最大雨量は平成31(2019)年の290.0mm、一時間あたりでは、平成20(2008)年の67.5mmとなっている。

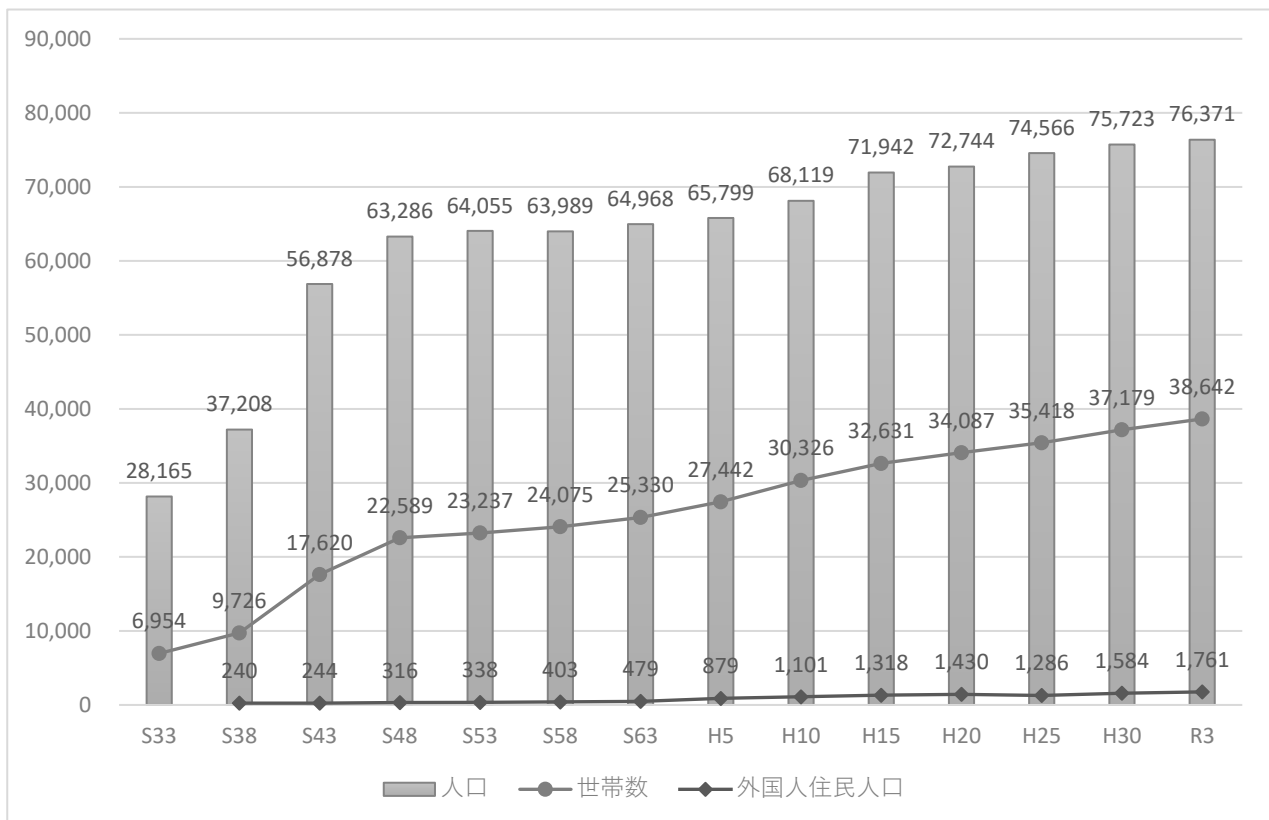
年	天候		気温(℃)			降雨量(mm)		
	晴・曇日数	降雨日数	最高	最低	日平均	総量	日最大	時間最大
平成14年	251	114	36.5	-4.1	15.4	1,612.0	143.0	60.5
平成15年	237	129	35.5	-6.4	14.9	1,518.5	118.5	37.0
平成16年	258	107	37.6	-2.8	16.2	1,763.5	188.0	31.5
平成17年	265	100	36.7	-5.3	15.1	1,359.0	124.5	19.0
平成18年	250	115	36.9	-6.0	15.4	1,640.5	148.0	34.0
平成19年	268	98	38.2	-3.0	15.8	1,253.0	81.0	35.5
平成20年	255	110	37.4	-5.5	15.4	1,897.5	122.5	67.5
平成21年	260	105	34.6	-5.8	15.6	1,238.0	112.0	41.0
平成22年	257	108	37.2	-5.2	15.8	1,401.5	96.5	36.0
平成23年	250	116	37.2	-6.8	15.3	1,339.5	150.0	21.5
10年間平均 (H14~H23)	255.1	110.2	36.8	-5.1	15.5	1,502.3	128.4	38.4
平成24年	260	105	36.2	-5.5	14.9	1,290.0	96.0	38.5
平成25年	268	97	38.0	-5.6	15.6	1,346.0	103.0	30.0
平成26年	259	106	35.8	-5.0	15.1	1,570.0	167.0	44.0
平成27年	251	115	37.6	-5.0	15.7	1,562.5	110.0	42.0
平成28年	252	113	38.0	-6.1	15.8	1,263.5	140.0	42.5
平成29年	265	100	37.6	-6.5	15.2	1,537.5	156.5	44.5
平成30年	271	94	38.8	-8.4	16.2	1,183.5	73.5	31.5
平成31年	250	116	36.6	-4.9	15.8	1,718.0	290.5	37.0
令和2年	265	100	38.1	-4.5	15.9	1,360.0	84.0	47.0
9年間平均 (H24~R2)	260.1	105.1	37.4	-5.7	15.6	1,425.7	135.6	39.7
19年間平均 (H14~R2)	257.5	107.8	37.1	-5.4	15.5	1,466.0	131.8	39.0

資料：天候・降雨量については「東京都下水道事業年報」東京都下水道局 北多摩二号水再生センターのデータ
気温については気象庁HP発表によるデータ

第2節 社会的条件

1. 人口と世帯

市の人口は、大正末期には3千人弱であったが、その後、昭和30（1955）年には2万人、昭和41（1966）年には、富士見台地域の公団住宅建設の影響等により、急激に増加して5万人を超えた。しかし、昭和46（1971）年に6万人を超えた後は、緩やかな上昇に留まり、平成12（2000）年に7万人を超えるまで29年を要した。その後は、平成16（2004）年に7万2千人、平成25（2013）年は7万4千人台、平成29（2017）年には7万5千人台を超えた。世帯数もほぼ同様に推移し、昭和46（1971）年に2万世帯を超えた後、平成10（1998）年に3万世帯を超えるまでに27年を要している。その後、平成25（2013）年には3万5千世帯余り、令和2（2020）年には3万8千世帯余りとなっている。一方、外国人住民人口は、平成8（1996）年に1千人を超えて以降、平成21（2009）年まで微増傾向であったが、その後は僅かながら減少に転じていたものの現在は増加傾向である。



資料：市民課データ

※外国人住民人口は、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24（2012）年7月までは外国人登録者数、平成24（2012）年8月からは住民基本台帳上の人口による。

【 国籍別外国人住民人口の推移 】

各年1月1日

年次	総数	韓国・朝鮮	中国	アメリカ	カナダ	ドイツ	オーストラリア	イギリス	フィリピン	ネパール	ベトナム	その他
平成20年	1,430	381	518	67	14	22	16	25	76	27	25	259
21	1,511	385	567	69	14	25	13	23	79	46	24	266
22	1,448	393	526	66	10	28	11	21	75	57	14	247
23	1,477	407	544	66	13	21	6	14	80	53	17	256
24	1,411	413	504	60	12	15	7	14	75	56	19	236
25	1,286	372	460	44	10	14	9	13	74	62	19	209
26	1,271	347	494	52	10	11	7	13	69	46	24	198
27	1,314	331	537	50	9	11	5	12	69	54	31	205
28	1,399	342	560	60	9	11	8	14	72	63	53	207
29	1,509	344	544	65	8	10	9	16	77	88	67	281
30	1,584	343	565	59	6	9	7	16	90	95	67	327
31	1,706	368	634	65	4	13	8	16	71	85	99	343
令和2年	1,839	381	730	68	5	11	9	13	75	81	125	341
令和3年	1,761	344	686	71	4	11	5	11	81	88	141	319

資料：市民課

2. 昼夜間人口の推移

夜間人口を100とした場合の昼間人口を表す昼間人口指数は、平成7（1995）年に98であった。昼間、流入する人に比べ、流出する人が僅かではあるが多くなっていることを示している。この傾向は、平成27（2015）年においても同様な指数を示している。また、流入者のうち通学者が約4割を占め、文教都市に相応しく15歳未満の流出者444人に対して流入者が1,568人となっている。

【 昼間人口の推移 】

各年10月1日

年度	夜間人口(人)	昼間人口(人)	昼間人口対 前年増加率(%)	昼間人口指数 (夜間人口=100)	昼間人口密度 (人/km ²)	残留人口 (市内にとどまる人口)
平成7年	66,533	65,464	4.0	98	8,032	37,963
12	72,183	71,484	9.1	99	8,771	44,588
17	72,574	71,295	-0.3	98	8,748	45,832
22	75,510	73,597	3.2	97	9,030	50,824
27	73,655	72,066	-2.1	98	8,843	48,232

資料：国勢調査

【 年齢別昼間人口 】

平成27年10月1日

年齢階級	昼間人口	流入人口				流出人口				夜間人口	昼間人口指数 (夜間人口=100)
		総数	構成比(%)	通勤者	通学者	総数	構成比(%)	通勤者	通学者		
総数	72,066	23,834	100	15,253	8,581	25,751	100	22,174	3,577	73,655	97.8
15歳未満	9,656	1,568	6.6	-	1,568	444	1.7	-	444	8,526	113.3
15～64歳	46,318	20,962	87.9	13,951	7,011	23,646	91.8	20,516	3,130	48,729	95.1
65歳以上	15,929	1,304	5.5	1,302	2	1,661	6.5	1,658	3	16,238	98.1
男	34,365	13,504	100	8,522	4,982	15,324	100	13,457	1,867	35,970	95.5
15歳未満	5,266	1,019	7.5	-	1,019	207	1.4	-	207	4,450	118.3
15～64歳	22,383	11,647	86.2	7,686	3,961	13,971	91.2	12,313	1,658	24,529	91.3
65歳以上	6,651	838	6.2	836	2	1,146	7.5	1,144	2	6,926	96.0
女	37,701	10,330	100	6,731	3,599	10,427	100	8,717	1,710	37,685	100.0
15歳未満	4,390	549	5.3	-	549	237	2.3	-	237	4,075	107.7
15～64歳	23,935	9,315	90.2	6,265	3,050	9,675	92.8	8,203	1,472	24,200	98.9
65歳以上	9,278	466	4.5	466	0	515	4.9	514	1	9,312	99.6

資料:国勢調査

注:構成比は小数点第2以下を四捨五入しているため合計は必ずしも100%にならない。

3. 交通

(1) 道路

市内を通る主要幹線道路は、中央自動車道、国道20号（日野バイパス）、都道である主要地方道20号（府中相模原線）、主要地方道43号（立川東大和線）、一般都道145号（旭通り、富士見通りの一部）、一般都道146号（大学通り）、一般都道256号（甲州街道）がある。

(2) 鉄道

国立市内には、北部を東西方向にJR中央線及び中央部を西北西方向にJR南武線が通っている。

駅別の1日の乗車人数は、国立駅が38,513人、谷保駅が7,983人、矢川駅が6,807人（令和2年JR東日本八王子支社）となっている。

4. 産業経済

(1) 商業

市内には30の商店会及び組合があり、国立駅周辺の商店街や谷保駅・矢川駅周辺の商店街、住宅地内の商店街を形成している。商業統計調査報告によると事業所数が平成19（2007）年の629事業所から平成26（2014）年には448事業所に減少している。特に、小売業については、減少が目立ち、164事業所も減少している。

【 事業所、従業者数及び年間販売額 】

単位:店,人,百万円

産業中分類	平成14年(6月1日)			平成16年(6月1日)			平成19年(6月1日)			平成26年(7月1日)		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
総数	718	5,602	187,480	686	5,854	176,884	629	5,435	187,486	448	4,292	188,835
卸売業	118	1,426	132,743	118	1,398	119,401	107	1,387	132,451	90	1,214	137,056
一般卸売業	118	1,426	132,743	118	1,398	119,401	107	1,387	132,451	88	1,209	-
代理商・仲立業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	-
小売業	600	4,176	65,969	568	4,456	57,483	522	4,048	55,034	358	3,078	51,779
各種商品小売業	2	4	X	3	8	119	-	-	-	-	-	-
織物・衣服・身の回り品小売業	109	334	3,085	101	313	2,723	98	248	2,678	70	194	-
飲食料品小売業	201	2,061	27,087	186	2,325	28,963	165	2,215	27,913	104	1,763	-
※自動車・自転車小売業	20	190	X	19	167	5,572	19	158	4,784	-	-	-
機械器具小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	119	-
※家具・什器・機械器具小売業	51	207	2,080	54	184	2,601	45	150	1,727	-	-	-
その他の小売業	217	1,380	16,153	205	1,459	17,505	195	1,277	17,932	151	832	-
無店舗小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	170	-

資料:東京都総務局統計部「商業統計調査報告」

注:平成21年に実施予定だった東京調査は中止された。

注:商業統計調査は平成26年の調査が最終年となり、「経済構造実態調査」に統合・再編されました。

※は旧産業区分

(2) 工業

工業統計調査報告によれば、市内の工場数は平成12(2000)年に42事業所であったが、平成31(2019)年には18事業所にまで減少している。同様に、従業者数も平成12(2000)年には572人であったが、平成31(2019)年には357人と、215人の減少となっている。

【 工場数、従業者数及び製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所) 】

各年12月31日 単位:人,百万円

年	工場数	従業者数	製造品出荷額等	1事業所当たり		従業者1人当たり
				従業者数	出荷額	出荷額
平成12年	42	572	13,750	14	327	24
13	34	517	8,251	15	243	16
14	32	383	6,317	12	197	16
15	35	445	7,156	13	204	16
16	31	448	5,904	14	190	13
17	28	405	5,206	14	186	13
18	25	349	4,545	14	182	13
19	29	466	6,800	16	234	15
20	30	438	5,419	15	181	12
21	29	412	4,361	14	150	11
22	26	375	3,762	14	145	10
23	23	347	5,937	15	258	17
24	25	285	3,465	11	139	12
25	24	348	3,729	15	155	11
26	22	350	3,897	16	177	11
27	21	298	4,221	14	201	14
28	21	296	4,097	14	195	14
29	22	388	4,796	18	218	12
30	18	357	4,050	20	225	11
令和元年	19	353	3,805	19	200	11

資料:東京都総務局統計部「工業統計調査報告」

注:平成23年は平成24年経済センサスー活動調査(平成24年2月1日現在)の相当値。

注:平成27年は平成28年経済センサスー活動調査(平成28年6月1日現在)の相当値。

注:平成28・29・30年は6月1日現在。

(3) 農業

市内の農業は、都市近郊型農業で水稲、野菜、果樹、植木などの作付けを行っている。令和2（2020）年の経営耕地面積は約31haで、農家は副業農家を含め50戸となっている。経営耕地面積は昭和62（1987）年と比較して3分の1程度、農家数は平成2（1990）年と比較して4分の1程度に減少している。減少の主な原因は、近年の急速な都市化の進展や農業従事者の高齢化などによる後継者不足等があげられる。

5. 土地利用

市内の土地利用の推移は、宅地がほぼ横ばい、田、畑が減少傾向、山林、その他が増加傾向にある。中でも、田、畑の面積の減少傾向が顕著となっており、田については平成16（2004）年に約20haあった面積が平成31（2019）年には約10haまで減少し、畑については平成16（2004）年に約56haあった面積が平成31（2019）年には約42haまで減少している。

【 地目別土地（面積）の推移 】

年次	各年1月1日 単位:m ²							
	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成16年	8,150,000	202,418	556,703	5,027,496	24,337	-	333,121	2,005,925
17	8,150,000	188,341	538,042	5,053,758	23,210	-	330,840	2,015,809
18	8,150,000	185,672	525,891	4,990,855	23,354	-	315,914	2,108,314
19	8,150,000	183,137	513,296	5,004,269	23,354	-	316,329	2,109,615
20	8,150,000	179,452	507,833	5,012,322	23,354	-	320,737	2,106,302
21	8,150,000	173,662	498,102	5,030,949	23,354	-	317,488	2,106,445
22	8,150,000	170,479	487,171	5,045,041	23,311	-	320,674	2,103,324
23	8,150,000	164,073	474,507	5,052,397	23,199	-	323,137	2,112,687
24	8,150,000	160,690	465,704	4,999,615	29,654	-	320,411	2,173,926
25	8,150,000	157,296	452,654	5,011,229	29,654	-	327,869	2,171,298
26	8,150,000	154,297	446,793	5,020,267	29,654	-	324,307	2,174,682
27	8,150,000	115,475	458,185	5,042,110	29,763	-	320,597	2,183,870
28	8,150,000	113,643	447,641	5,056,349	29,632	-	318,465	2,184,270
29	8,150,000	112,213	435,355	5,065,417	28,715	-	322,353	2,185,947
30	8,150,000	110,229	423,633	4,888,077	28,715	-	319,554	2,379,792
31	8,150,000	105,786	422,425	4,891,145	28,689	-	321,412	2,380,543

資料：課税課

6. ごみ収集

市内のごみ収集状況は、再資源化の取り組みにより、可燃ごみ、不燃ごみ、その他、全ての項目で長期的に減少傾向にあり、令和元（2019）年の総数は、収集人口が増加したにもかかわらず、平成21（2009）年と比較し、1,673tの減少となっている。また、1日当たりの収集量も、平成21（2009）年の58tから令和元（2019）年には54tまで減少している。

平成29（2017）年9月から家庭ごみ有料化が実施され、収集の総数が減少している。

第1部 総則
第4章 市の概況

【 ごみ収集状況 】

年度	収集人口	収集内訳							1日当たり収 集量 t	1日1人 当たり収集量 g	1当たり ごみ処理経費 (し尿除) 円
		総数 t	可燃ごみ t	不燃ごみ t	プラスチック製 容器包装 t	資源ごみ t	粗大ごみ t	有害ごみ t			
平成21年	74,364	21,327	14,422	1,679	686	3,971	548	21	58	784	65,678
22	74,623	20,975	14,202	1,677	703	3,768	601	24	57	768	65,917
23	74,606	21,104	14,359	1,728	651	3,748	592	26	58	775	58,902
24	74,627	21,276	14,502	17,415	676	3,713	644	26	58	781	55,249
25	74,508	21,408	14,370	1,802	658	3,958	595	25	59	787	50,776
26	74,520	21,332	14,471	1,725	657	3,877	577	25	58	784	49,340
27	74,768	21,630	14,653	1,732	636	4,010	574	25	59	790	48,924
28	75,428	21,187	14,385	1,620	642	3,870	646	24	58	770	44,172
29	75,703	20,674	13,970	1,620	619	3,842	596	27	57	748	50,888
30	76,135	19,557	13,348	708	1,114	3,763	596	28	54	704	53,827
令和 元	76,269	19,654	13,402	694	1,097	3,743	691	27	54	704	56,417

資料:ごみ減量課

注:収集量は持込量も含む。

注:「不燃ごみ」は製品プラスチック類を含む。

第5章 災害・危機の想定

第1節 地震災害

1. 地震災害履歴

市の記録に残る過去の地震災害で最も大きなものは、大正12(1923)年9月1日午前11時58分に発生した関東大震災である。震源は相模湾北西部地下28キロで、震度6、マグニチュード7.9であった。地震の揺れは、激しい上下動につづく水平動で、立っていることもできなかった。東京市内では、地震と同時に発生した火災が9月3日未明までおさまらず、死者約6万人、行方不明者1万千人、全焼家屋31万2千戸といわれる大被害だった。谷保村の場合は、幸いにして死者もなく火災もなかったが、家が何軒かつぶれ、土蔵の土壁があちこちで崩れ落ちた。(「国立市史」より)

「国立市史別巻」によると「関東大震災で土蔵、民家などに被害がでる。住宅倒壊6戸。」と記録されている。

2. 東京都防災会議による被害想定

東京都防災会議は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4(2022)年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」(以下「新被害想定」という。)を公表した。この計画では、国立市で被害が大きいと想定される「立川断層帯地震」、「多摩東部直下地震」の前提条件等を示す。

(1) 想定地震

地震名	規模	概要
立川断層帯地震	M7.4	多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れがある。
多摩東部直下地震	M7.3	多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れのある断層帯地震。

(2) 想定するシーン

冬・早朝5時	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕方18時	<ul style="list-style-type: none"> ・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者

	<p>が多数存在する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
--	--

3. 国立市の被害想定

地震被害は、発生する季節、時刻、気象条件が大きく影響する。そこで、市内の被害合計が最大となる立川断層帯地震M7.4、冬の夕方18時、風速8m/秒を条件とした。

市内の被害概要は次のとおりである。

(1) 地震動

市内全域で震度6強となる。

(2) 建物被害

市全域で476棟の全壊被害が想定されている。全壊率は2.9%である。

(3) 火災による焼失被害

火災により2,897棟焼失することが想定されている（倒壊建物を含む）。焼失率は、棟数比で17.9%である。

(4) 人的被害

死者75人、負傷者706人が想定されている。人的被害は、家屋被害や火災のほか、家具の転倒・落下、ブロック塀等の崩壊に伴うものが多いとされている。

(5) 避難者

避難者は、家屋やライフラインの被害及びエレベーターの停止等により発生し、最大24,190人発生することが想定されている。

(6) 帰宅困難者

帰宅困難者とは、地震直後に鉄道、バスなどの交通機関が途絶又は運行停止することによって、自宅が遠距離に位置するため徒歩により帰宅することが困難な人をいう。最大11,318人が想定されている。

(7) がれき

がれきとは、震災により建物が全壊・焼失することにより発生する建物本体の残骸物をいう。市内では、約25万tのがれきが想定されている。

なお、本市における令和元（2019）年度のごみ収集量は、約1.9万t（資料：ごみ減量課）となっている。

(8) ライフライン

ライフラインの被害率は次のとおり。

ライフライン	被害率 (%) *1
電力	22.7
通信	18.3
ガス	0.0~100
上水道	30.3
下水道	4.3

*1) 被害率

国立市を対象地域としている。

電力/停電率：火災及び電柱被害による停電軒数の電灯軒数に占める割合。

(地中供給電灯軒数を含む)

通信/不通率：火災及び電柱被害による不通回線数の需要家回線数に占める割合。

ガス/供給停止率：供給停止件数と需要家件数より求める。

ブロック全域で 60 kine を超過し、確実に低圧ガスの供給停止を行う場合を想定する。

ブロック内のある程度の範囲で 60 kine を超え、さらに 2 次被害発生危険性がある場合、追加で供給を停止する可能性もある。

※kine(カイン)：速度の単位で、cm/s のこと。

上水道/断水率：配水管被害率から過去の事例をもとに断水率を推計。

下水道/被害率：管きょ被害延長が管きょ総延長に占める割合。

国立市の地震被害想定（立川断層帯地震による被害想定）

カッコ内は前回（平成24（2012）年）数値

地震の種類 規模		立川断層帯 M7.4						
発災時刻		18時		12時		5時		
発災時の風速（/秒）		8M	4M	8M	4M	8M	4M	
震度別面積率（%）	5強	0.0 (0.0)						
	6弱	0.0 (0.0)						
	6強	100.0 (99.9)						
	7	0.0 (0.1)						
原因別建物全壊棟数（棟）	ゆれ	475 (1,113)						
	液状化	0 (0)						
	急傾斜地崩壊	6 (6)						
	計	476 (1,119)						
原因別建物半壊棟数（棟）	ゆれ	1,058						
	液状化	4						
	急傾斜地崩壊	1						
	計	1,063						
火災（件）	出火件数	6 (8)	6 (8)	4 (4)	4 (4)	3 (2)	3 (2)	
	焼失棟数（倒壊棟数含む）	2,897 (3,143)	2,389 (3,122)	1,556 (1,176)	1,255 (1,169)	853 (345)	676 (343)	
	焼失棟数（倒壊棟数含まない）	2,810 (2,834)	2,317 (2,815)	1,509 (1,061)	1,217 (1,054)	827 (311)	655 (309)	
人的被害（人）	死者数	ゆれ・建物被害	16 (43)	16 (43)	11 (38)	11 (38)	26 (67)	26 (67)
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0 (1)	0 (1)
		火災	57 (60)	47 (60)	33 (25)	27 (24)	20 (9)	16 (9)
		ブロック塀等	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
		屋外落下物	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計	75 (104)	65 (103)	47 (63)	40 (63)	49 (76)	44 (76)
	負傷者数	屋内収容物（参考値）	1 (2)	1 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (3)	2 (3)
		ゆれ・建物被害	415 (727)	415 (727)	452 (752)	452 (752)	513 (998)	513 (998)
		急傾斜地崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
		火災	215 (235)	171 (234)	106 (68)	77 (67)	42 (12)	23 (12)
		ブロック塀等	40 (14)	40 (14)	19 (14)	19 (14)	1 (14)	1 (14)
		屋外落下物	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
	計	706 (977)	622 (976)	615 (835)	586 (834)	603 (1,025)	584 (1,025)	
	屋内収容物（参考値）	35 (36)	35 (36)	39 (38)	39 (38)	47 (51)	47 (51)	
避難者数（1日後）（人）		24,290 (42,407)	22,000 (42,297)	18,406 (32,055)	17,105 (32,014)	15,372 (27,677)	14,608 (27,666)	
帰宅困難者数（人）		11,318 (18,218)						
エレベーター閉じ込め台数（台）		22 (6)	22 (6)	20 (5)	20 (5)	19 (5)	19 (5)	
要配慮者死者数（人）		52 (57)	45 (57)	32 (32)	28 (32)	33 (33)	30 (32)	
自力脱出困難者数（人）		194 (559)	194 (559)	207 (561)	207 (561)	247 (788)	247 (788)	
がれき（万t）		25 (35)	23 (35)	21 (31)	20 (31)	19 (29)	19 (29)	
ライフライン（%）	電力停電率	22.7 (32.5)	19.9 (32.5)	15.1 (32.5)	13.5 (32.5)	11.1 (32.5)	10.2 (32.5)	
	通信不通率	18.3 (21.4)	15.1 (21.4)	9.9 (21.4)	8.1 (21.4)	5.5 (21.4)	4.3 (21.4)	
	ガス供給停止率	100 (0~100)						
	上水道断水率	30.3 (69.0)						
	下水道管渠被害率	4.3 (19.3)						

■夜間人口＝77,130人、昼間人口＝72,066人

■建物棟数＝16,220棟、木造11,830棟、非木造4,390棟

■急傾斜地崩壊危険箇所＝2箇所

* 小数点以下の四捨五入により合わないことがある。

* 交通被害については、算出しないため表に含めない。

* 焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

国立市の地震被害想定（多摩東部直下地震による被害想定）

カッコ内は前回（平成24（2012）年）数値

多摩東部直下 M7.3

地震の種類 規模		カッコ内は前回（平成24（2012）年）数値 多摩東部直下 M7.3						
発災時刻		18時		12時		5時		
発災時の風速（/秒）		8M	4M	8M	4M	8M	4M	
震度別面積率（%）	5強	0.0 (0.0)						
	6弱	80.1 (24.3)						
	6強	19.9 (75.7)						
原因別建物全壊棟数（棟）	ゆれ	162 (370)						
	液状化	0 (0)						
	急傾斜地崩壊	1 (5)						
	計	163 (375)						
原因別建物半壊棟数（棟）	ゆれ	800						
	液状化	4						
	急傾斜地崩壊	1						
	計	805						
火災（件）	出火件数	3 (6)	3 (6)	2 (3)	2 (3)	1 (1)	1 (1)	
	焼失棟数（倒壊棟数含む）	388 (1,623)	288 (1,612)	232 (431)	171 (428)	173 (157)	128 (156)	
	焼失棟数（倒壊棟数含まない）	383 (1,570)	284 (1,559)	229 (417)	169 (414)	170 (152)	126 (151)	
人的被害（人）	死者数	ゆれ建物被害	5 (14)	5 (14)	3 (13)	3 (13)	9 (22)	9 (22)
		急傾斜地崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		火災	8 (31)	6 (31)	5 (9)	4 (9)	4 (4)	3 (4)
		ブロック塀等	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		屋外落下物	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計	14 (46)	12 (46)	10 (22)	8 (22)	14 (27)	13 (27)
		屋内収容物（参考値）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	1 (2)
	負傷者数	ゆれ・物被害	183 (356)	183 (356)	184 (357)	184 (357)	245 (502)	245 (502)
		急傾斜地崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
		火災	11 (102)	9 (98)	7 (12)	6 (12)	6 (6)	4 (6)
		ブロック塀等	22 (9)	22 (9)	10 (9)	10 (9)	0 (9)	0 (9)
		落下物	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計	236	233	223	221	277	275
		屋内収容物（参考値）	19 (30)	19 (30)	21 (33)	21 (33)	25 (43)	25 (56)
避難者数（1日後）（人）		9,238 (25,703)	8,792 (25,636)	8,544 (18,903)	8,270 (18,885)	8,275 (17,341)	8,075 (17,335)	
帰宅困難者数（人）		11,318 (18,218)						
エレベーター閉じ込め台数（台）		14 (4)	14 (4)	14 (4)	14 (4)	14 (4)	14 (4)	
要配慮者死者数（人）		10 (25)	8 (25)	7 (11)	6 (11)	10 (12)	9 (12)	
自力脱出困難者数（人）		61 (184)	61 (184)	64 (184)	64 (184)	80 (262)	80 (262)	
がれき（万t）		9 (16)	8 (16)	8 (14)	8 (14)	8 (13)	8 (13)	
ライフライン（%）	電力停電率	4.9 (15.6)	4.3 (15.6)	4.0 (15.6)	3.6 (15.6)	3.6 (15.6)	3.4 (15.6)	
	通信不通率	2.5 (11.5)	1.8 (11.5)	1.5 (11.5)	1.1 (11.5)	1.2 (11.5)	1.0 (11.5)	
	ガス供給停止率	4.6 (87.4~100)						
	上水道断水率	16.8 (47.4)						
	下水道管渠被害率	2.4 (18.2)						

■夜間人口=77,130人、昼間人口=72,066人

■建物棟数=16,220棟、木造11,830棟、非木造4,390棟

■急傾斜地崩壊危険箇所=2箇所

* 小数点以下の四捨五入により合わないことがある。

* 交通被害については、算出しないため表に含めない。

* 焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

第2節 風水害

風水害とは、豪雨等により生じる河川の氾濫や道路、建築物等の冠水、がけ崩れや土石流等の土砂災害、強風等により生じる建物や土木構造物の倒壊・損傷、風倒木及び農作物被害などをいう。

近年の水害は、都市化の進行や地球規模での気候変動等により、従来の経験則では対応しきれない大型台風の襲来や集中豪雨の発生が観測されている。

市の地域の南に多摩川があり、洪水による被害の発生が予想されることから、災害情報の伝達や避難誘導體制の確保など、風水害に対して組織的に対処するための基本的な仕組みを定めることとする。

1. 水害の履歴

記憶に残る大きな災害のひとつとして、昭和49（1974）年9月の台風16号による集中豪雨があげられる。この集中豪雨では、多摩川の本堤防が300mにわたって決壊し、これにより狛江市の一部の地域が浸水して、流出家屋18戸の大きな被害が発生した。

本市における過去の多摩川の氾濫は、特に大きな被害をもたらした承応二（1653）年及び万治二（1659）年の洪水、寛保二（1742）年の大満水、文政五～七（1822～24）年にかけての大水などがあった。承応二年の洪水のときは、青柳全村が流出し、そのために青柳・石田の両村が多摩川の南岸から北岸に移転しなければならなかった。

寛保の満水のときは、140間（254.5m）にわたって堤が押し破られたため、幕府から普請工事を命ぜられ、そのための必要経費と人足賃米や諸雑費が幕府から支給された。このほか堤二か所、水門上置二か所などの修復も幕府の費用による普請工事とされた。

文政の大水は、嵐に伴うもので、府中用水の取水口である雨成下をおし崩し、川水が高い波をたてて入り込み、ハケ下の田畑はすべて流されてしまうという状態だった。しかもその大水は、翌々年まで続いたといわれている。（参考「くにたちの歴史」『くにたちの歴史』編さん委員会編集 平成7年2月20日発行）

千葉県に大きな被害をもたらした令和元（2019）年に発生した台風第15号（以下、「令和元年房総半島台風」という。）は市内においても、暴風警報が発表され、倒木や住家の損壊などの被害が発生した。

同じく令和元（2019）年に発生した台風第19号（以下、「令和元年東日本台風」という。）においては、大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、暴風警報が発表された。市は多摩川の洪水浸水想定区域内の世帯に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、小学校や集会所を含む自主避難所を7か所開設した。避難者は最も多い時間で393人にのぼった。

被害としては、住家の半壊、床下浸水がそれぞれ1件、雨漏りなどの損壊が4件発生し、河川敷公園グラウンドが水没したり、くにたち市民芸術小ホール、市庁舎などが雨漏りするなど市施設の被害も発生した。

2. 風水害の被害想定

(1) 対象とする風水害

市では、多摩川の洪水による越水被害や堤防決壊、集中豪雨による市内の浸水被害、大雨等に伴う急傾斜地の崩壊等が予想される。

【 本計画で対象とする災害 】

洪水災害	多摩川の洪水による越水被害、堤防決壊等の水害
浸水災害	台風、集中豪雨などによる市内住宅等への浸水被害 矢川等の中小河川の氾濫による浸水被害
土砂災害	大雨等に伴う急傾斜地の崩壊
風害及び雪害	台風、竜巻等の強風による被害及び大雪による被害
その他	その他の気象災害

(2) 国立市の多摩川洪水ハザードマップ

市における多摩川浸水想定区域は、水防法第14条に基づき、平成14（2002）年2月に国土交通省令で定めた多摩川浸水想定区域図により、青柳段丘崖以南の多摩川沖積地に指定された。

平成28（2016）年に更新された多摩川浸水想定区域図は、多摩川流域（石原地点上流域）に2日間で588mmの大雨を想定しており、これを基に多摩川洪水ハザードマップを作成した。

※ 資料 「洪水ハザードマップ」参照

(3) 国立市の内水ハザードマップ

令和3（2021）年4月に国立市下水道課が公表した国立市内水浸水想定区域図を基に、内水ハザードマップを作成した。

※ 資料 「内水ハザードマップ」参照

第3節 大規模事故等

この計画で想定する「大規模事故」とは、航空機の墜落、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発など大規模で市民生活に重大な被害を及ぼす事態をいう。

大規模事故災害の想定は、次のとおりとする。

【 本計画で想定する大規模事故 】

鉄道事故	JR 中央線及び JR 南武線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故災害
航空機事故	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
道路・橋りょう事故	中央自動車道や国道 20 号等の幹線道路における多重衝突などの大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害
危険物等	LP ガス等の高圧ガス、塩素ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	市街地における大規模延焼火災、多数の者や要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、スーパー、高層マンション、社会福祉施設等）の災害
その他の災害	その他の大規模な事故災害

第4節 健康危機等

近年、新型コロナウイルス感染症など、生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生している。このような市民生活に重大な被害を生じさせる危機に対して、この計画で想定する「健康危機」は、次の原因により生ずる市民の生命や健康の安全を脅かす事態をいう。

【 本計画で想定する健康危機 】

健康危機	食中毒、毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生ずる市民の生命や健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
------	--